

第4節 自転車通勤等の促進

1 自転車通勤導入に関する手引き

事業者活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、自転車活用推進官民連携協議会において「自転車通勤導入に関する手引き」を策定した。

「自転車通勤導入に関する手引き」は、これから自転車通勤制度を導入するための検討をする際や、既にある自転車通勤制度の見直しを行う際の

参考となるものとして活用が期待されている。

具体的には、自転車通勤制度を導入することによるメリットや近年の自転車通勤へのニーズなどを踏まえ、事業者や従業員の視点から自転車通勤制度の導入・実施における課題などに対応した制度設計を行えるものとしているほか、「自転車通勤規定」及び「自転車通勤許可申請書」の様式も掲載している。

自転車通勤許可申請書 兼 誓約書	
私は下記の理由により、自転車での通勤の許可をいただきたく、申請いたします。	
許可申請期間	年 月 日～ 年 月 日
申請理由	
防犯登録番号	
任意保険の有効期間	年 月 日～ 年 月 日
※保険証券のコピーを必ず添付すること。	
【通勤ルート】※別添可	
通勤距離(片道)	Km
所要時間(片道)	時間 分
※最も合理的な経路を図示すること。	
誓約書	
私は自転車通勤をするにあたり、以下の事項を厳守して使用することを誓約いたします。	
1. 私は、道路交通法、及び関係諸法令を厳密に守り、常に安全な運転につとめます。	
2. 過労な状態、病気、薬物の摂取その他の影響で、正常な運転に支障をきたすおそれがあるときは、絶対に運転をいたしません。	
3. 如何なる事由が有りましたが、絶対に飲酒・酒気帯び運転および携帯電話を使用しながらの運転はいたしません。	
4. 本申請書の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに〇〇まで連絡します。	
5. 自転車は決められた場所に駐輪し、盗が駐輪はしません。	
6. 通勤途上の第三者に対する加害事故については、会社側に一切の責任を負わせません。また、事故等が発生した場合は速やかに、警察署等に連絡し、上司および社長に報告します。	
年 月 日	
申請者 住所	
氏名	
会社決済欄	
部長	社長

〔「自転車通勤許可申請書」の例〕

○自転車通勤制度導入のメリット

<事業者のメリット>

- ① 経費の削減
- ② 生産性の向上
- ③ イメージアップ

<従業員のメリット>

- ① 通勤時間の短縮
- ② 身体面の健康増進
- ③ 精神面の健康増進

○検討にあたって留意すべきポイント

- ① 日によって通勤経路や交通手段などが異なることを認める制度設計
- ② ①による事故時の責任や労災認定の明確化と生じるリスクへの対応
- ③ ①を考慮した自転車通勤手当の設定
- ④ 自転車通勤にあたって必要な施設の整備(駐輪場など)

(自転車通勤制度導入のメリット等)

2 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトは、自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図り、企業における自転車通勤の推進に関する自主的な取組を促進することを目的とした、自転車通勤を推進する企業・団体に対する認

定制度であり、令和2年度に創設されたものである。令和5年4月1日現在、「宣言企業」として56社を認定している。

また、「宣言企業」のうち、特集-第33図に示す認定要件を満たしたものについては、「優良企業」として認定している。令和5年4月1日現在、「優良企業」として6社を認定している。

特集 - 第 33 図 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト認定要件等

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の3項目すべてを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体 ①定期的点検整備を義務化 ②盗難対策を義務化 ③ヘルメット着用を義務化 ④その他自転車通勤を推進する取組（通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等）
期間	5年間有効(更新可)	宣言企業の有効期間(更新可)
認定ロゴ		

トピック

【事例】 自転車通勤推進企業（優良企業）の取組

＜日本電子株式会社本社・昭島製作所＞

警察と協力した交通安全講習の実施や会社独自の自転車保険の提供のほか、広大な駐輪場に出退勤管理機を設置するなど、多数の社員が自転車通勤を行っていることを前提とした手厚い安全対策や利便性向上策を推進している。

＜株式会社はてな＞

月額2万円の通勤手当を支給（※）しているほか、タイヤ空気入れの常備、駐輪場代の全額補助を行うなど、従業員が自転車通勤をしたくなるような環境を積極的に整備している。

※ 2020年11月よりオフィス出社を前提としない制度に切り替え、通勤手当の代わりに在宅勤務手当を支給

＜ブリヂストンサイクル株式会社＞

自転車通勤に関する交通安全教育について相談のあった企業や自治体に対し、各々のニーズに合わせた講習を対面又はオンラインで実施。「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト制度の紹介、交通安全教育の動画提供、講師としての従業員の派遣、乗り方の実技講習など幅広く活動している。

＜株式会社シマノ＞

広く一般に向けた自転車通勤専用のウェブサイトを開設し、自転車通勤の効用を科学的根拠で見える化するとともに、駐輪場や自転車保険、盗難対策などの情報も含め積極的に発信している。従業員のヘルメット着用を義務付け、ヘルメット購入補助も実施。入浴施設やロッカールームの設置など自転車通勤の環境も整えているほか、タイヤのパンク修理など実践的な講座も実施している。

＜株式会社マスター＞

自転車体験シミュレーターを活用した安全教育や、自動車ドライバーに対して自転車の視点からの安全教育を実施するとともに、従業員が自主作成した通勤経路の「ヒヤリハットマップ」を安全教育に活用している。防犯カメラやミラーの設置など、駐輪場の防犯・安全対策も強化している。

＜コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社＞

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に新たな自転車通勤制度を導入。交通事情や天候等に応じて、日によって自転車通勤を選択することを可能とし、通勤手当も柔軟に支給している。自転車通勤のしやすさにもつながるカジュアルなビジネススタイルを提唱するとともに、複数のメディアを活用しながら、自転車通勤の取組を積極的に発信した。

第5節 自転車活用推進功績者表彰

自転車活用推進功績者表彰は、自転車活用推進法第15条に基づき、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰しており、自転車の活用の推進に寄与する

ことを目的としているものである。

平成30年から毎年表彰しており、例年、自転車月間である5月に表彰しており、令和4年度は、個人2名、団体6団体を表彰した。



(表彰式の様子)



(令和5年度自転車月間ポスター)

第6節 シェアサイクルの促進

シェアサイクルは、都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムであり、公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等に資するなど、公共的な交通として重要な役割を担っている。

1 シェアサイクルの在り方検討委員会

政府では、シェアサイクルの在り方検討委員会を設置して、シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、有識者等の方々から専門的な見地からの御意見を頂き検討を進めている。具体的には、シェアサイクルの普及促進に